

新型コロナウイルス感染症対策 各 種 支 援 一 覧

個人様向け

① 定額特別給付金

- ✓ 家計への支援を行うため、町民1人あたり10万円を給付します

② 子育て世帯への臨時特別給付金

- ✓ 児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付します

③ 子育て世帯支援共通商品券給付事業

- ✓ 18歳未満の子どもを養育する全世帯に、軽米町共通商品券1万円分を給付します

④ 子育て応援臨時給付金

- ✓ 令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した子ども一人につき、特別定額給付金と同額の10万円を支給します

⑤ 水道料金等の支払期限の延長

- ✓ 水道料金と下水道使用料のお支払いが困難な方について、お支払い期限を延長します

⑥ 住居確保給付金

- ✓ 住居を失った又は失うおそれがある方へ給付金（家賃）を支給します

⑦ 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

- ✓ 生活資金にお困りの方へ特例貸付を行います

⑧ 地方税の徴収猶予（特例）

- ✓ 地方税の納入が困難になった方について、地方税の徴収を猶予します

⑨ 国民年金保険料免除（臨時特例）

- ✓ 国民年金保険料の納付が困難になった方について、国民年金保険料を免除します

⑩ 国民健康保険・傷病手当金

- ✓ 被保険者のうち、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します

⑪ 国民健康保険税減免

- ✓ 要件を満たす方の国民健康保険税が減免となります。

⑫ 後期高齢者医療制度・傷病手当金

- ✓ 被保険者のうち、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します

⑬ 軽米町育英資金の返還猶予

- ✓ 育英奨学資金の返還が困難になった方について、育英奨学資金の返還を猶予します

⑭ 軽米町育英奨学生の募集（臨時）

- ✓ 学費・生活費等の工面が困難になった学生について貸付募集を行います

①特別定額給付金

【個人様向け】

概要

■ 家計への支援を行うため、町民1人あたり10万円を給付します

対象となる方	令和2年4月27日時点で軽米町に住民登録をしているすべての方	
給付額	1人につき 10万円	
申請する人	対象になる方の分をまとめて世帯主の方が申請します。 ※給付も、原則世帯主の方の口座に全額が振り込まれます。	
申請方法	郵送	申請書を5月14日に発送する予定です。 申請書に申請者名と振込口座を記入して押印。振込口座の確認書類と本人確認書類の写しを添付して同封された返信用封筒で郵送願います。 ※詳しくは、同封された記入例等をご参照ください。
	オンライン	オンライン申請は5月8日から受け付けています。 マイナポータルから振込口座を入力、振込口座の確認書類をアップロードして電子申請してください。 ※本人確認の書類は不要です。
	窓口利用	ご家庭で振込口座や本人確認書類の写しをご用意できない方は、役場又は出張所の窓口にご提出いただくことも可能です。 次のとおり、集中受付期間を設けますので、できるだけ集中受付期間内での提出をお願いします。 【集中受付期間】 ・期間：5月18日（月）～5月29日（金）の月曜から金曜 5月31日（日） ・時間：午前9時から午後5時 ・会場：農村環境改善センター1階 大会議室
給付開始日	5月28日からの開始を予定し、以後準備が整い次第口座に振り込みます。 ※給付時には、給付日等を郵送でお知らせします。 終了しました。	
お問合せ先	軽米町役場 町民生活課 町民生活担当 (TEL：0195-46-4734)	

②子育て世帯への臨時特別給付金

【個人様向け】

概要

- 児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付します

対象となる方	対象児童について、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付以外)を受給する方
対象児童	0歳(令和2年3月31日までに生まれた)～中学3年生 (今回の1万円給付対象児童には、4月に高校生となった場合も含まれます)
給付額	対象児童1人につき 1万円
申請方法	1. 軽米町から児童手当(特例給付以外)を受給している方 <u>申請は必要ありません。</u> ※給付金を受け取らない場合は、届出書の提出が必要です。必要な方は個別に郵送しますので、下記へお問い合わせください。 ※DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、軽米町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。 2. 公務員の方 <u>申請が必要です。</u> <u>別途所属庁から案内がありますので、支給対象者であることの証明を受け、基準日時点(令和2年3月31日、新高校1年生の場合は令和2年2月29日)の住所地へ申請してください。</u> <u>軽米町の申請期間 令和2年5月25日～令和2年10月30日(必着)</u> ※基準日前後に転居した場合については、転出予定日が基準日以前であれば転出先の市町村へ、転出予定日が基準日以降であれば転出前の市町村へ申請を行ってください。
支給日	1. 軽米町から児童手当(特例給付以外)を受給している方 <u>令和2年6月10日</u> 2. 公務員の方 <u>申請受付日が各月1日～15日まで → 申請月の25日支給予定</u> <u>申請受付日が各月16日～31日まで → 翌月の10日支給予定</u>
お問合せ先	軽米町役場 健康福祉課 福祉担当 (TEL : 0195-46-4736)

③子育て世帯支援共通商品券給付事業

【個人様向け】

概要

■ 対象児童を養育する全世帯に対し、児童1人につき軽米町共通商品券1万円分を給付します

対象となる方 対象児童を養育する全世帯

対象児童 0歳（令和3年3月31日までに生まれた）～18歳（令和3年4月1日時点）

給付額 対象児童1人につき 軽米町共通商品券1万円分

申請方法

申請は必要ありません。

お問合せ先

軽米町役場 健康福祉課 福祉担当
(TEL : 0195-46-4736)

④子育て応援臨時給付金事業

【個人様向け】

概要

■ 令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した子ども一人につき、特別定額給付金と同額の10万円を支給します

対象となる方	令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した子どもの母親
対象児童	令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した子ども
給付額	子ども一人につき10万円
申請方法	住民基本台帳に基づいて、対象となる方に申請書を郵送しますので、下記の確認書類を添付し、同封する返信用封筒に入れ郵送、あるいは持参してください。 ○軽米町子育て応援臨時給付金給付申請書兼請求書（押印のこと） ○申請者本人確認書類の写し （運転免許証やマイナンバーカード等） ○受取口座の確認書類の写し （通帳等口座番号、支店名、かなの名義人がわかるところの写し） ○受取口座を母以外とするときは、委任状（申請書に記入を含む）が必要です。 この給付金の申請期限は令和3年4月30日となっています。 申請忘れのないようにお願いします。
お問合せ先	軽米町役場 町民生活課 町民生活担当 (TEL : 0195-46-4735)

⑤水道料金等の支払期限の延長

【個人様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染の影響により、水道料金と下水道使用料のお支払いが困難な方について、お支払い期限を延長します

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のどちらかの場合に該当する方
 ① 収入が減少し、水道料金等のお支払いが困難になる方
 ② 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いなどにより、水道料金等の支払手続きが困難な方

対象となる 料金・期限

支払期限が令和2年5月29日から令和2年7月31日までの期日の水道料金等を令和2年8月31日まで、支払期限を延長します。

【対象料金月】	【通常の期限】	【延長後】
令和2年5月分(4月使用分)	令和2年5月29日	⇒ 令和2年8月31日
令和2年6月分(5月使用分)	令和2年6月30日	
令和2年7月分(6月使用分)	令和2年7月31日	

※支払期限が延長されても、水道料金等が減免されるものではありません。

申請方法

水道事業所まで電話にてお申し出ください。(土日祝日を除く)
 ※必要に応じて、状況を確認できる書類の提出をお願いする場合があります。
終了しました。

お申し出・ お問合せ先

軽米町役場 水道事業所 水道担当
 (TEL : 0195-46-4742)

⑥住居確保給付金

【個人様向け】

概要

- 一定の条件を満たした方で、就労能力や就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれがある方へ **給付金（家賃）を支給**します

対象となる方	●次のいずれかに該当し、就労能力や就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれのある方 ① 2年以内に離職又は自営業を廃業した方 ② 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由、該当個人の都合によらず減少し、離職又は廃業には至っていないが、こうした状況と同程度の状況にある方		
申請時の条件	●次の条件をどちらも満たす必要があります ① 世帯の月収や預貯金等が一定以下である ② 申請者が主たる設計維持者である		
申請上限額	① <u>単身者 31,000円</u> ② <u>2人世帯 37,000円</u> ③ <u>3人～5人世帯 40,000円</u>	支給方法	大家等への代理納付
支給期間	3か月（一定の条件で最大9か月まで延長、再延長が可能です）		
支給開始後の条件	月1回以上、くらしの相談窓口（二戸市社会福祉協議会内）で面接等の支援を受ける		
お問合せ先	くらしの相談窓口（二戸市社会福祉協議会内） （TEL：0195-43-3588）		

⑦生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

【個人様向け】

概要	■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活資金にお困りの方へ特例貸付を行います ■ 貸付金のため、償還（返済）が必要です		
対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯		
貸付限度額	● 原則として、1世帯につき1回限り、10万円以内の貸付を行います ● 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合には、20万円以内の貸付が可能です		
措置期間	貸付の日から1年以内	償還期間	措置期間終了後2年以内
貸付利子	無利子 ※償還期限後は延滞利子が生じます		
準備するもの	本人確認書類（住民票、健康保険証、運転免許証等）、印鑑、申込者の預金通帳又はキャッシュカード、新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類（給与明細、通帳等）		
お問合せ先	軽米町社会福祉協議会（軽米町老人福祉センター内） (TEL : 0195-46-2881)		

⑧地方税の徴収猶予（特例）

【個人様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の納入が困難になった方について、地方税の徴収を猶予します

対象となる方	● 次の要件をいずれも満たす納税者または特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません） ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ② 一時に納付、または納入を行うことが困難であること
対象となる税金	● 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する、①町県民税、②固定資産税、③軽自動車税（種別割）、④国民健康保険税、⑤法人町民税 などほぼ全ての税目 ※ すでに納期限が過ぎている町税についても、遡ってこの特例を利用することが出来ます
申請期限	令和2年6月30日（関係法令の施行された令和2年4月30日から2か月後）、または各税目の納期限（納期限が延長された場合は延長後の納期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です
お問合せ先	軽米町役場 税務会計課 収納・会計担当 (TEL : 0195-46-4737)

⑨国民年金保険料免除（臨時特例）

【個人様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方について、国民年金保険料を免除（臨時特例）します。

対象となる方

- 次の要件をいずれも満たす方
- ① 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症により収入が減少したこと
- ② 令和2年2月以降の所得の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当することが見込まれること

対象期間

令和2年2月以降の国民年金保険料が対象です

申請の方法

- 申請書を必要な書類とともに、二戸年金事務所または町民生活課町民生活係へ郵送してください。
- 申請書を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。
- 申請書の様式、必要な添付書類については、日本年金機構のホームページをご確認ください。
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen.menjo.0430.html>

お問合せ先

- 年金加入者ダイヤル（TEL 0570-003-004）
- 二戸年金事務所 （TEL 0195-23-4111）

⑩国民健康保険・傷病手当金

【個人様向け】

概要

■ 国民健康保険の被保険者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があるなど感染の疑いがあり、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します。

対象者	● 次のすべての条件を満たす方 ① 軽米町の国民健康保険の被保険者 ② 会社等から給与等の支払いを受けている正社員や契約社員等（アルバイト・パート含む） ③ 労務に服することができない期間の給与等の全部または一部しか受け取ることができない ④ 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑われるため、4日以上労務に服することができない
支給対象日	労務に服することができなくなった日から起算して4日目からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
適用期間	支給対象日の初日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間。ただし、入院等が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6か月まで。
支給額	（直近の継続した3か月の間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象となる日数 ※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額または支給されない場合があります。また、支給額には上限があります
必要書類 持ち物	① 国民健康保険傷病手当金支給申請書4種類（世帯主記入用・被保険者記入用・事業主記入用・医療機関記入用）※申請書は4つの書類で1組です。様式は軽米町ホームページからダウンロードできます。 ② 被保険者本人の認印（スタンプ式でないもの） ③ 被保険者本人または受取代理人名義の普通預金口座（金融機関名、口座番号等）
申請方法	上記必要書類を町民生活課町民生活担当（町役場1階）へ提出ください。 ※郵送可
お問合せ先	● 町民生活課町民生活担当（TEL 0195-46-4734）

⑪国民健康保険税の減免

【個人様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。

対象となる方	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の主入減少が見込まれる世帯																				
減免の対象となる保険税金	令和元年度分及び令和２年度分の国民健康保険税で、令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に納期限が設定されているもの。 特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支給日が設定されているもの。）																				
要件	●事業収入や給与収入など、収入の影響のいずれかが、前年に比べて10分の３以上減少する見込みであること。 ●前年の所得の合計額が<u>1,000万円以下</u>であること。 ●収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計が400万以下であること。																				
減免額	対象者①に該当する場合……<u>全額免除</u> 対象者②に該当する場合…… 次の【表１】で算出した対象保険税額に【表２の減免割合を乗じた額】 【表１】 <table> <tr> <th colspan="2">対象税額＝A×B÷C</th></tr> <tr> <td>A</td><td>世帯全員について算出した保険税額</td></tr> <tr> <td>B</td><td>世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額</td></tr> <tr> <td>C</td><td>主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年度の合計所得額</td></tr> </table> 【表２】 <table> <tr> <th>前年の合計所得金額</th><th>減免又は免除の割合</th></tr> <tr> <td>300万円以下</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>400万円以下</td><td>10分の８</td></tr> <tr> <td>550万円以下</td><td>10分の６</td></tr> <tr> <td>750万円以下</td><td>10分の４</td></tr> <tr> <td>1,000万円以下</td><td>10分の２</td></tr> </table> ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。	対象税額＝A×B÷C		A	世帯全員について算出した保険税額	B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額	C	主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年度の合計所得額	前年の合計所得金額	減免又は免除の割合	300万円以下	全額	400万円以下	10分の８	550万円以下	10分の６	750万円以下	10分の４	1,000万円以下	10分の２
対象税額＝A×B÷C																					
A	世帯全員について算出した保険税額																				
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額																				
C	主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年度の合計所得額																				
前年の合計所得金額	減免又は免除の割合																				
300万円以下	全額																				
400万円以下	10分の８																				
550万円以下	10分の６																				
750万円以下	10分の４																				
1,000万円以下	10分の２																				
お問合せ先	軽米町税務会計課 課税担当 (TEL : 0195-46-4737)																				

⑫後期高齢者医療制度・傷病手当金

【個人様向け】

概要

■ 後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があるなど感染の疑いがあり、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します。

対象者	● 次のすべての条件を満たす方 ① 岩手県後期高齢者医療制度の被保険者 ② 会社等から給与等の支払いを受けている正社員や契約社員等（アルバイト・パート含む） ③ 労務に服することができない期間の給与等の全部または一部しか受け取ることができない ④ 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑われるため、4日以上労務に服することができない
支給対象日	労務に服することができなくなった日から起算して4日目からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
適用期間	支給対象日の初日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間。ただし、入院等が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6か月まで。
支給額	（直近の継続した3か月の間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象となる日数 ※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額または支給されない場合があります。また、支給額には上限があります
必要書類 持ち物	① 後期高齢者医療制度傷病手当金支給申請書4種類（世帯主記入用・被保険者記入用・事業主記入用・医療機関記入用）※申請書は4つの書類で1組です。様式は軽米町ホームページからダウンロードできます。 ② 被保険者本人の認印（スタンプ式でないもの） ③ 被保険者本人または受取代理人名義の普通預金口座（金融機関名、口座番号等）
申請方法	傷病手当金の支給申請をする方には手続きの詳細を説明しますので、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。
お問合せ先	● 町民生活課町民生活担当（TEL 0195-46-4734）

⑬軽米町育英資金の返還猶予

【個人様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、育英奨学資金の返還が困難になった方について、育英奨学資金の返還を猶予します

対象となる方

- 次の要件を満たす軽米町育英奨学資金返還中の方
新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・休業等で収入が減少し、一時的に返還することが困難である方

対象年度

- 令和2年度中の育英奨学資金返還金
- ※ すでに返還期限が過ぎている納期についても、遡って利用することが出来ます

受付期間

- 随時受付します
現在返還中の方へ、個別に郵送にてお知らせします。

お問合せ先

軽米町教育委員会事務局 教育総務担当
(TEL : 0195-46-4743)

⑭軽米町育英奨学生募集（臨時）

【個人様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、学費・生活費等の工面が困難になった学生に対して、育英奨学資金の貸付募集を行います。

対象となる方

- 次の要件を満たす方
新型コロナウイルスの影響による離職・休業等で家計が急変し、修学が困難と認められる方で、町内に在住する方の子弟である高校生、大学生等

募集人数、貸与額等

- 大学またはこれと同程度の学校（短大・各種専門学校等の修学期間1年以上の学校含む）…貸与月額51,000円以内
 - 高等専門学校…貸与月額30,000円以内
 - 高等学校等…貸与月額15,000円以内
- 合わせて10名程度

受付期間

- 第1回申込期間 令和2年6月1日～30日
- 第2回申込期間 令和2年8月1日～31日
- 第3回申込期間 令和2年10月1日～30日
- 第4回申込期間 令和2年12月1日～25日

必要書類、受付内容については広報かるまいお知らせ版にて周知いたします。

お問合せ先

軽米町教育委員会事務局 教育総務担当

(TEL : 0195-46-4743)